

農業者年金受給権者のみなさんへ

以下のような予定がある場合は、農業委員会へご相談をお願いいたします。

- 経営移譲した農地(受給者所有名義)を転用する・売る・貸す・贈与する等
 - 経営移譲受給権者名義で農地を買う・借りる・相続や贈与を受ける等
- ※支給停止事由に該当する場合がありますので、事前にご相談ください。
※経営移譲した農地については、適正な管理をお願いいたします。

このような場合は、最寄りのJAへ手続きをお願いいたします。

- 住所や氏名を変更 ●年金の受取口座を変更

ご家族の方へ

- 年金を受けている方が亡くなったとき



現況届提出のお願い

受給権者へ毎年5月下旬に農業者年金基金から郵送でお届けする現況届を**6月中に農業委員会へ提出**してください。最寄りのJAの窓口でも受付を行っています。
※期限内に現況届の提出がなかった場合、提出されるまでの間、支払の差し止めが行われますので、お忘れのないようご注意ください。

ご存知ですか? **こんなにかかる老後の生活**
高齢農家の家計費は夫婦2人で**月額約24万円**が必要で
国民年金の支給額は
月額最高 6万5千円・夫婦で月額 約13万円
→ **国民年金の不足を農業者年金でしっかりカバー**
積立方式・確定拠出型で
少子高齢時代でも安心

問い合わせ <https://www.nounen.go.jp/> 農業者年金基金 検索
農地利用最適化推進班 ☎043-245-5766 農業者年金基金 ☎03-3502-3199《相談員》

経営所得安定対策(お知らせ)

平成31年度の経営所得安定対策は以下の内容となります。ご確認のうえ制度への参加をご検討ください。
※加入にはそれぞれ条件があります。また、米価下落時の保険的な制度のナラシ対策などが設定されています。

区分	水田活用の直接支払交付金	畑作物の直接支払交付金
交付対象	販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農が対象	認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象
交付金	麦・大豆・飼料作物 : 3.5万円/10a WCS用稲 : 8.0万円/10a 加工用米 : 2.0万円/10a 飼料用米・米粉用米: 収量に応じて交付 5.5万円~10.5万円/10a	数量払 生産量と品質に応じて増減 平均交付 単価(一割) 小麦: 6,940円/60kg 大豆: 9,040円/60kg 面積払 当年産の生産面積に応じて交付 2.0万円/10a(そばは1.3万円/10a)
備考	その他「産地交付金」で地域振興作物(野菜・花きなど)を支援	

問い合わせ 農政センター農業生産振興課農畜産班 ☎043-228-6282



4月も間近になり、色とりどりの花が咲きそろそろ季節となりました。農家の皆様にとっては、田んぼや畑の準備で忙しい日々をお過ごしのことと思います。平成の時代も2か月を切り、「農業委員会だより」も平成最後の発行となりました。
農業者にとりまして、まもなく訪れる新元号の時代が、明るく希望に満ちた新時代となることを期待したいものです。
さて、今年1月から編集委員10名が交代しました。農業委員会だよりは、本市農業の振興を図るための広報紙として、紙面を充実させるべく編集委員一同頑張っておりますので、今後ともご意見ご感想、身近な情報等をお寄せください。(編集委員:N)

全国農業新聞を購読しませんか?

「農家の経営とくらしに役立つ情報が満載!」
全国農業新聞は、農業者の公的機関である全国農業会議所が発行する農業総合専門誌です。
○発行日 毎週金曜日
(購読者のご自宅に郵送されます)
○購読料 1か月700円
○申込 農業委員会へ(☎245-5769)



第132号
2019年3月発行

農業委員会だより

がんばる農家 ~ご紹介~

中央区都町在住 花澤 孝さん

< 経営内容 >
花澤さんは、若葉区中野町の13棟のビニールハウスで、イチゴ品種「ちちおとめ・かおりの・やよいひめ」を栽培しています。
農業経営を引き継ぐ前は、全量を市場に出荷するため、出荷前日はバック詰めまで両親と3人で夜遅くまで作業をする日々でした。
そこで、9年前から朝摘みのイチゴを中野インターチェンジ近くの直売所で販売したところ、売行きは上々で、今では取量の7割を直売所で占めるまでになりました。
また、3年前からは大粒で果汁たっぷり、甘みと程よい酸味のある千葉県の新品種「チーパベリー」を栽培し、市内でも珍しいイチゴを直売所で購入できるとして、評判となっています。



就農の動機を教えてください
サラリーマン生活をしていましたが、両親の高齢化と施設を大型化したハウスをこのままにできないため、40歳になったのを機会に転職を決意しました。

実際に経営をしてどうでしたか
直売所では朝摘みのイチゴだけを販売していますが、おかげさまでお昼頃には完売します。お客さんから「果汁たっぷりで美味しかった」と言われると転職して良かったと感じます。現在は直売所での販売だけでなく、全国発送もしています。
将来の目標について一言
海外の観光客も増えているので栽培を拡大して、沢山の人の訪れてもらえる観光農園を開きたいと考えています。摘みたての千葉のイチゴをぜひ楽しんでください。

直売所 花澤専園 若葉区中野町1123番地
電話043-228-1264
直売期間 12月から5月
詳しくは、お問い合わせください。

緑区あすみが丘在住 加藤 遼亮さん

< 経営内容 >
加藤さんは、7年前に緑区高田町で新規就農しました。現在は露地150a、ハウス20aで主に小松菜を社員2人とパート5人で栽培し、JA千葉みらいなどに出荷しています。加藤さんは、小松菜をよく知ってもらうための色々な取り組みを行っており、今ではテレビ・ラジオやタウン誌などでも紹介されています。



就農の動機を教えてください
大学時代、農業に関心を持ちJA千葉みらいに相談しました。そこで研修農家を紹介してもらい、農業の基本から1年かけて学び、新規就農者として独立することができました。

実際に経営をしてどうでしたか
就農して初めの頃は出荷先が決まらなかったり、安定供給が出来なかったりで思った以上に大変でした。
しかし徐々に小松菜の品質が向上し、市場での評判も上々で学校給食にも採用されました。

特に大切にしていることは、お客さんと直接触れ合える区役所での朝市です。お客さんからの「この前の小松菜は新鮮で美味しかった」の声で今までの苦労も忘れてしまいます。
将来の目標について一言
農業者の高齢化などで遊休農地が増えている中、農地が荒れないための取り組みや新しく農業を始める人の手助けをして地域に貢献したいと思っています。
また、年内に法人化して経営規模を拡大しつつ、農業の楽しさを伝える活動も行って、将来は世界一の小松菜農家になりたいです。

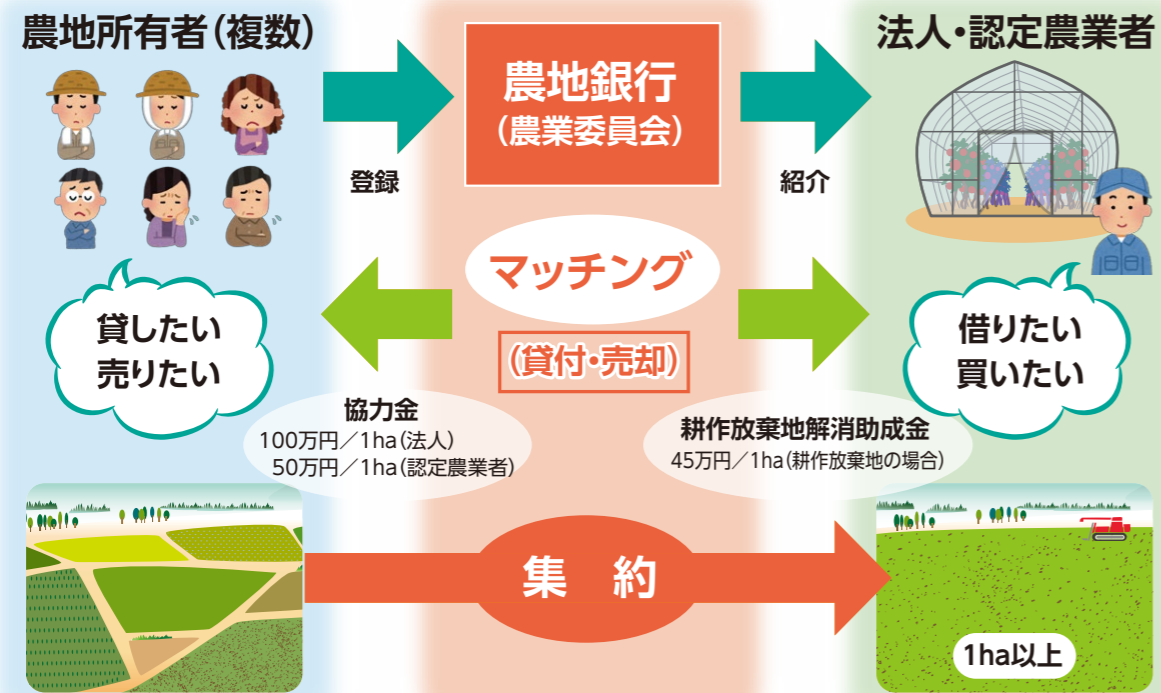
朝市 美浜区役所: 毎月第2日曜日 8:30~10:00
稲毛区役所: 毎月第2日曜日 8:45~10:15
※売り切れ次第終了します。
問い合わせ 農政課 043-245-5758

主な内容	がんばる農家 ~ご紹介~	1頁	千葉市賃借料情報(参考)	3頁
	農地銀行に農地を登録しませんか	2頁	農地の売買や転用 ~許可申請はお早めに~	3頁
	農地中間管理事業のお知らせ	2頁	農業者年金受給権者のみなさんへ	4頁
	中央区・稲毛区で農業を始めやすくなりました	3頁	経営所得安定対策(お知らせ)	4頁

市の新制度 農地銀行に農地を登録しませんか

農地銀行は農地を「貸したい・売りたい人」「借りたい・買いたい人」の情報を登録して農業委員会が仲介する制度です。

登録農地がまとまって1ヘクタール以上となり、農業法人又は認定農業者に貸付又は売却された場合に、1ヘクタールあたり50～100万円の協力金を市から支給します。

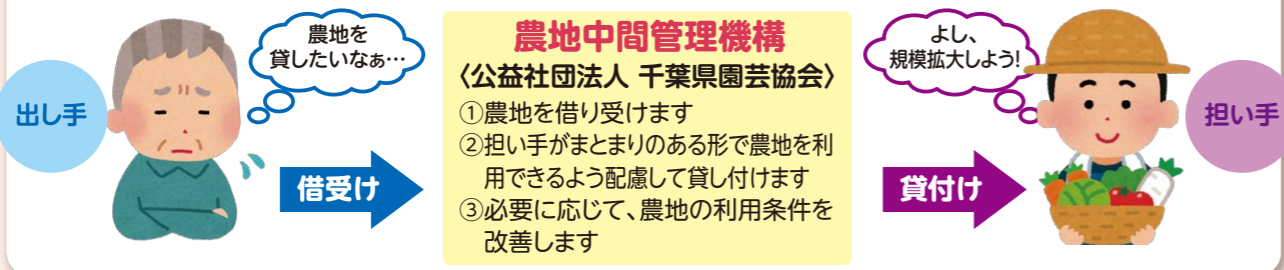


問い合わせ 農地保全班 ☎043-245-5759

国の制度 農地中間管理事業のお知らせ

本市では、規模を拡大したい担手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。「農業からのリタイアを考えている。」「相続した農地の管理に困っている。」「水田をやめて畑に専念したい。」など、貸したい農地がある方は、農地保全班又は、千葉県園芸協会(農地中間管理機構(以下機構))にご相談ください。機構を通じた農地の貸借では、賃料の徴収、支払いも機構が行います。また、希望する受け手がいる場合もご相談ください。

農地中間管理事業の仕組み (農業振興地域の農地に限ります)



問い合わせ 農地保全班 ☎043-245-5759
(公社)千葉県園芸協会農地部 ☎043-223-3011

中央区・稲毛区で農業を始めやすくなりました ～農地取得の下限面積を引き下げました～

農業を始めるとき、取得する農地の面積は一定(下限面積)以上である必要があります。千葉市では区ごとに下限面積を定めていますが、本年1月に中央区と稲毛区について引き下げを行い、農業への新規参入がよりやすくなりました。

変更前	行政区	下限面積	変更後	行政区	下限面積
	中央区	30アール		中央区	20アール
花見川区	30アール	花見川区	30アール		
稲毛区	30アール	稲毛区	20アール		
若葉区	40アール	若葉区	40アール		
緑区	40アール	緑区	40アール		



問い合わせ
農地審査班
☎043-245-5767

千葉市賃借料情報(参考)

平成30年1月1日から平成30年12月31日までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。(数値は参考として情報提供するものであり、実際の賃料は、各地域の農地の条件等により異なります。)

1 田(水稲)の部 (金額:年額)					
締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
中央区	14,000円	19,300円	8,900円	6	
花見川区					事例なし
稲毛区					事例なし
若葉区	14,400円	18,900円	8,000円	32	
緑区	9,400円	15,000円	3,400円	187	
(参考)千葉市平均	10,200円			225	
2 畑(普通畑)の部 (金額:年額)					
締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
中央区					事例過小
花見川区	11,900円	18,200円	9,800円	27	
稲毛区					事例なし
若葉区	8,200円	14,000円	4,000円	125	
緑区	18,000円	30,000円	8,100円	43	
(参考)千葉市平均	10,900円			195	

- ・賃借料を物納支給(田)としている場合は、米60kg当たり13,800円に換算しています。
- ・金額は集計値を四捨五入し、100円単位としています。
- ・「千葉市平均」は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数に基づき算出した数値です。

問い合わせ
農地利用最適化推進班 ☎043-245-5769

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表	
4月～8月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
4月15日(月)	3月22日(金)～25日(月)
5月15日(水)	4月22日(月)～25日(木)
6月12日(水)	5月21日(火)～24日(金)
7月12日(金)	6月21日(金)～25日(火)
8月8日(木)	7月22日(月)～25日(木)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は、翌開庁日)に交付します。

問い合わせ 農地審査班 ☎043-245-5767
農地指導班 ☎043-245-5768